

泉が丘中学校地域防災拠点運営委員会規約

制定×年×月×日

改訂平成28年3月11日

改訂平成28年6月10日

(設置)

第1条 市内一ヶ所以上で震度5強以上の地震（気象庁発表）が発生した時に、泉が丘中学校地域防災拠点の迅速な管理運営体制の確立と円滑な組織運営を行うため、泉が丘中学校に泉が丘中学校地域防災拠点運営委員会（以下「運営委員会」という）を設置する。
運営委員会は、大丸東町内会、大丸西町内会、大丸北町内会、四ツ谷町内会、陣屋自治会によって構成される。

(所掌事項)

第2条 地域防災拠点は、大災害時（特に大地震発生）には、次の各号について役割を担うものとする。

- (1) 物流拠点として震災後、食料や日用品等の救援物資の保管、管理場所や物資の配給場所としてその役割を果たす。
- (2) 情報拠点として、行政情報、マスコミ情報の伝達場所や個人情報の収集と交換確認場所、並びに地域住民の安否確認場所としての役割を果たす。
- (3) 被災者の救出活動や傷病者の状態に応じて、医療機関等へ誘導する役割を果たす。
(診療可能な医療機関は、目印として「診療中」の旗を掲示している)
- (4) 避難生活場所として、震災後地域の方々が住居の崩壊等で居住できない時、学校を生活の場所としての役割を果たす。

(運営)

第3条 第2条により運営委員会は、次の各号に掲げる事項について協議し、地域防災拠点の円滑な運営を図るものとし、年度初めに総会の開催及び年間会議及び訓練計画を策定するもとする。

- (1) 地域防災拠点の管理運営に関する事。
- (2) 避難、誘導、生活場所の確保に関する事。
- (3) 情報の受伝達に関する事。
- (4) 飲料水、飲食物、生活用品、救援物資等の管理、集配に関する事。
- (5) 避難、救援、保健衛生活動に関する事。
- (6) 福祉、メンタルケア等の活動に関する事。
- (7) 規約の改訂
- (8) 泉が丘中学校の鍵の管理は、付則の地域防災拠点鍵管理者名簿に保管者氏名を明記し、捺印の上役所に届け管理する。鍵管理者が2日以上留守をする場合は、副委員長、副班長に引き継ぐこととする。

(組織)

第4条 運営委員会は、第5条に定める役員によって構成され、各号の班を設ける。

(1) 庶務班

- (ア) 避難場所運営に関する総合調整（本部運営委員会議の開催など）
- (イ) 区本部との連絡調整（第一報（速報）及び定期報告など）
- (ウ) ボランティアに関する業務（受付、各班への振り分けなど）

- (エ) 避難場所でのルールの策定（ゴミ処理の当番制、ペット対策など）
- (オ) その他、他の班に属さないこと。

(2) 情報班

- (ア) 避難場所の情報管理に関する活動（学校施設の安全確認を含む）
- (イ) 避難場所内での情報収集と伝達（掲示板、チラシ、音声、通訳など）
- (ウ) 避難者の受入（スペースなどの割振りなど）
- (エ) 避難者名簿に関する業務（行政職員と協力）
- (オ) 避難場所周辺状況の確認（近隣避難場所の状況把握を含む）

(3) 救出救護班

- (ア) 被災者の救出活動（消防などの救出隊への協力）
- (イ) 被災者への応急救護に関する活動（傷病の重度～軽度の把握など）
- (ウ) 傷病者の状態に応じて、医療機関への誘導する。
- (エ) 避難場所周辺（被災）状況の確認。
- (オ) 地域防災拠点や周辺地域への巡回警備。在宅者への訪問、援助。

(4) 食料物資班

- (ア) 水の確保（飲料水、生活用水、トイレ用水など）
- (イ) トイレの確保（学校施設のトイレの状況把握及び使用に関する取り決め）
- (ウ) 備蓄品のリストの作成及び更新。
- (エ) 食料の調達、配付（在宅、周辺被災者への配付）及び防疫対策。
- (オ) 救援物資の保管、配付などの管理。

(5) 学校再開準備班

- (ア) 校長が状況を踏まえ学校教職員により構成。
- (イ) 臨時PTA及び保護者説明会の開催。
- (ウ) 暫定カリキュラムの編成。
- (エ) 災害対策本部教育部（学校教育班）との連絡調整
- (オ) 学校再開準備班の班員は、食料物資班のトイレの確保の役割も兼務する。

※大災害時、運営委員会は、災害対策本部としてその任にあたる。

(役員)

第5条 (1) 運営委員会に次の役員を置く。

委員長	1名
副委員長兼事務局	1名
班長	各班1名
副班長	各班1名
会計	1名
会計監査	1名
無線担当	1名
消防団	1名
区役所防災拠点参与	2名
顧問	若干名
オブザーバー	必要に応じて

(2) 役員の任務は、次の通りとする。

委員長は、運営委員会を代表して会務を遂行する。

副委員長は、委員長を補佐し、事務全般を遂行する。また委員長が事故ある場合はその職務を代行する。

役員の任期は、付則役員当番表の町内会、自治会の会長、防災部長があたる。

役員の欠員が出た場合は、欠員町内会、自治会から選任し、補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- (3) 班長は、原則として町内会、自治会の会長をあて、副班長も同一町内会、自治会の防災部長をあてる。但し選出が困難な場合は、町内会・自治会で別な方を選出することもできる。

(会議)

第6条 運営委員会の会議は、地域内の防災について開催することとし、また委員長が必要と認めた場合には臨時に招集する。会議では、委員長が議長を務める。

ただし会計監査、顧問、班員については、必要時に応じて出席を求める事ができる。また、各班で会議を開催する場合は、班委員の出席をもとめることができる。

(総会)

第7条 定期総会は、委員長が年1回招集し委員長が議長を務める。但し、別途議長を選任する旨の定めをすることもできる。総会の開催は、第5条に規定される（新、旧）拠点運営委員会メンバーの3分の2以上の出席をもって成立する。但し、出席不可の拠点運営委員会メンバーの委任状が提出された人数も出席者数とする。

総会の出席者は拠点運営委員会メンバー数と班員出席者数を加算したものとし、議事は出席者の過半数で決議される。但し、拠点運営委員会メンバーと班員の委任状が提出された人数も出席者とし、招待者は出席者人数には含まれない。

総会にて審議決定すべき議事は、次のとおりとする。

- 1、 当年度の運営報告・会計報告・会計監査報告
- 2、 次年度の運営報告・予算
- 3、 新役員選出

(委任)

第8条 この規約に定めるものの他、運営委員会の管理運営に関する必要な事項は委員長が定めるとする。

(経費)

第9条 運営委員会の経費については、横浜市泉区役所からの助成金、その他の収入をあてる。

(会計年度)

第10条 運営委員会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までの期間とする。

(付則)

以下の付則表を別紙に設ける。

泉が丘中学校地域防災拠点運営委員会 役員当番表